

令和 2 年 3 月 2 日

## 人事院事務総局職員福祉局職員福祉課長

「定期健康診断における肺がん検査（胸部エックス線検査及び<sup>かくたん</sup>喀痰細胞診）について」の一部改正について（通知）

「定期健康診断における肺がん検査（胸部エックス線検査及び<sup>かくたん</sup>喀痰細胞診）について（通知）（平成 7 年 3 月 3 1 日職福—1 0 9）」の一部を下記のとおり改正したので、令和 2 年 4 月 1 日以降は、これによってください。

## 記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改 正 後	改 正 前
1・2 （略）	1・2 （略）
3 <sup>かくたん</sup> 喀痰細胞診について	3 <sup>かくたん</sup> 喀痰細胞診について
（1）対象者について	（1）対象者について
<sup>かくたん</sup> 喀痰細胞診の対象者は、4 0	<sup>かくたん</sup> 喀痰細胞診の対象者は、4 0

歳以上の職員全員を対象として  
問診を行った結果、原則として  
50歳以上で喫煙指数（1日の  
平均喫煙本数×喫煙年数）が6  
00以上となることが判明した  
者（過去における喫煙者を含む  
。）とする。

（削る）

（削る）

(2) 問診について

ア～ウ （略）

エ 6月以内の血痰<sup>たん</sup>など自覚症  
状のある場合には、速やかに  
専門医療機関を受診するよう  
勧奨する。

4 （略）

歳以上の職員全員を対象として  
問診を行った結果、原則として  
次のいずれかに該当することが  
判明した者とする。

ア 喫煙指数（1日の平均喫煙  
本数×喫煙年数）が600以  
上となる者（過去における喫  
煙者を含む。）

イ 6月以内に血痰<sup>たん</sup>のあった者

(2) 問診について

ア～ウ （略）

（新設）

4 （略）

以 上